

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(総長)</p> <p>第2条 国立大学法人京都大学(以下「法人」という。)に、<u>学長として総長を置く。</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p>(理事)</p> <p>第3条 法人に、7名以内の理事を置く。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 総長は、理事を任命するに当たっては、<u>その任命の際現に国立大学法人京都大学の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。</u></p> <p>6～9 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(監事)</p> <p>第5条 法人に、監事2名を置く。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(総長選考会議)</p> <p>第6条 法人に、<u>学長選考会議として総長選考会議を置く。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(総長)</p> <p>第2条 国立大学法人京都大学(以下「法人」という。)に、<u>役員として、その学長である総長を置く。</u></p> <p>2～7 (同 左)</p> <p>(理事)</p> <p>第3条 法人に、<u>役員として、7名以内(非常勤の理事(その任命の際現に法人の役員又は職員でない者(以下「学外者」という。))が任命されるものに限る。)</u><u>を置く場合にあっては8名以内)の理事を置く。</u></p> <p>2～4 (同 左)</p> <p>5 総長は、理事を任命するに当たっては、<u>学外者が2名以上(学外者が総長に任命されている場合にあっては1名以上)含まれるようにしなければならない。</u></p> <p>6～9 (同 左)</p> <p>(監事)</p> <p>第5条 法人に、<u>役員として、監事2名を置く。</u></p> <p>2～4 (同 左)</p> <p>(総長選考会議)</p> <p>第6条 法人に、総長選考会議を置く。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>